

入札公告（説明書）

令和2年9月15日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 北海道支社
札幌管理事務所長 本宮 剛志

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

記

第1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|-----------------|---|
| 1-1. 契約件名（調達件名） | 札幌管理事務所管内 灯油購入単価契約 |
| 1-2. 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 札幌管理事務所長 本宮 剛志 |
| 1-3. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 札幌管理事務所 総務
(住所) 〒061-1279 北海道北広島市大曲並木1丁目1番地1
(TEL) 011-376-2126 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式(通知型) |
| 1-6. 入札の方法 | 郵送入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-8. 入札前価格交渉の有無 | 無 |
| 1-9. 単価表の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[10]を参照のこと |
| 1-10. 入札保証 | 不要 |
| 1-11. 契約保証 | 不要 |
| 1-12. 契約書の作成 | 必要 … 入札者に対する指示書[23]を参照のこと |
| 1-13. 契約図書 | |
- (1) 本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- ① 入札公告(説明書) 本書
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
 - ② 標準契約書案
https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
 - ③ 入札者に対する指示書 【入札者に対する指示書[郵送入札]「購買等契約」】を使用すること
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
 - ④ 仕様書 様式1のとおり
 - ⑤ 金抜設計書 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり
 - ⑥ 競争参加資格確認申請書 上記⑤の金抜設計書内の項目等を基に入札者に対する指示書様式3により作成する
 - ⑦ 入札書
 - ⑧ 単価表
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。

- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑦に示す契約図書のうち、URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間は、令和 2 年 9 月 15 日（火）から令和 2 年 10 月 7 日（水）までとする。なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項(調達概要)

2-1. 調達概要

- (1) 調達品名及び予定数量等 灯油（白灯油）予定数量 65,000ℓ
※予定数量は購入数量を保証するものではない。
- (2) 案件の仕様 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日まで

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。（様式 1））」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元年度以降の灯油に係る販売実績、製造実績又は納入実績のいずれかの実績があること。
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油製品販売業の届出をしていること。
- (4) 指定する納入場所に、発注依頼をした日から 3 日以内（依頼日を含む。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に納入できる者であること。また、指定する納入周期（当該日が祝日の場合、翌日以降の最初の平日）に納入すること。
- (5) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）
- (6) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- V) その他業務を執行する者であって、i) ~ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書を作成しなければならない。なお、申請書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式はA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

提出書類（様式）	作成にかかる留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式1)	◇必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書〔6〕〔3〕①を参照すること。
令和元年度以降の灯油に 係る販売実績、製造実績又は 納入実績 (様式2)	◇記3-1(2)に示す競争参加資格を満たす販売実績等を記載すること。 ◇記載にあたっては様式2に示す「記載上の注意事項」に従うこと。
石油製品販売業開始届出書 (写し)	◇記3-1(3)に示す届出書の写しを提出すること。(受付済印を押印したもの)
配達(給油)可能証明書 (様式3)	◇様式3を表紙とすること。 ◇営業所の所在地や配達エリア等が確認できるものとして、営業所等一覧表(様式自由)を添付すること。

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[6]を参照のこと。
- (3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めないので、記載漏れや添付漏れがないよう十分確認すること。

3-3. 競争参加資格確認申請書等の提出

- (1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請書等を提出しなければならない。

- ①提出期間 入札公告日の翌日から令和2年10月7日(水) 16時00分まで
- ②提出場所 記1-3「契約担当部署」
- ③提出方法 書留郵便又は信書便(提出期限までに必着のこと)
- ④提出書類 記3-2.により作成した「申請書」※正に押印すること。

上記申請書類はA4判で作成し、正1部を提出するものとする。

- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[6]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和2年10月15日(木)

- (2) 「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から7日(休日を含まない)以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

第4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- ①「入札書」…入札者に対する指示書[9]を参照のこと
- ②「単価表」…入札者に対する指示書[10]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ①入札書の提出期限 令和2年10月7日(水) 16時00分まで
- ②入札書の提出場所 記1-3「契約担当部署」
- ③入札書の提出方法 書留郵便又は信書便(提出期限までに必着のこと)
送付方法については、入札者に対する指示書[11]・[12]を参照のこと。
なお、記3-3(1)④に示す申請書類を同封のうえ提出することは妨げないが、その場合は、入札書及び単価表と競争参加資格確認申請書類を必ず別の封筒に分けて封かんのうえ提出すること。

- ④開札執行日時 令和2年10月20日(火) 10時00分

- ⑤開札執行場所 NEXCO東日本 北海道支社 札幌管理事務所 入札室

- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]～[21]を参照のこと。

4-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって本件の契約金額とし、当該入札者を落札者と決定する。

(2) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[16]を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 入札公告の日から令和2年9月29日(火) 16時00分まで

② 受付場所 記1-3「契約担当部署」

③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参、書留郵便又は信書便(受付期間内に必着のこと)により提出すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

(2) 上記(1)により受けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

① 回答期限：質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を含まない。)

② 回答方法：NEXCO東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する。

⇒ http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO東日本のホームページを参照すること。

⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

購入契約書(単価契約)第12条に基づき請求することができる。

5-5. 遵守すべき事項

本競争入札を行う場合において了承し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

以上